

農地法関係事務処理の手引き（令和4年3月版）の主な改訂内容

★は、事務取扱いの変更による影響が大きいと考えられるもの

※改訂内容の適用は、令和4年6月1日からとする。

（下記の13は、令和4年3月3日から施行を開始している）

- ★ 1 転用許可申請を行う際、申請者は「代替地検討書(様式第5号の14)」を提出する。
p34及び p194（令和3年度農地転用許可制度及び農業振興地域制度に係る国と地方の協議の場における意見交換（転用議題1「代替地を検討した書面の提出について」）に伴う検討結果）
- 2 転用許可指令書(表面)の申請者押印欄を削除し、(裏面)の許可条件を更新。
p71～ p75、 p167～ p174（押印欄の削除は「農地法関係事務処理要領の制定について」の一部改正を反映し、許可条件は具体例を追加した）
- 3 定款又は寄付行為の写しを提出する場合は「原本を相違ないことを証明する」と記入し、法人の実印(丸印)を捺印する。
p32（沖縄総合事務局農林水産部経営課が行う農地転用許可実態調査に基づく指摘を受けて追加）
- ★ 4 転用目的が建売住宅、宅地造成又は宅地分譲の場合、「販売実績の概要(パンフレット、転用事業者ホームページ等の既存資料)」の添付資料を追加。また、転用目的が建売住宅の場合は、「現在の相場上、資金計画書における一棟あたりの建物建築費が妥当であることを示す理由書」の添付資料を追加。
p34（転用許可後、速やかに転用事業に着手せず、資金が足りないことを理由とした事業計画変更承認申請を行う事例が頻発しているため）
- 5 「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて」を資料編に追加。
p348（申請事例が増えているため）
- 6 1種農地の不許可例外(農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設)について、「新たに雇用されることとなる者」の考え方を追記。
p44（当該内容の解釈が分かりづらく、算定方法が誤りやすいため）
- 7 1種農地の不許可例外(住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの)について、「大規模ではない事業所や店舗等は、家屋と家屋をつなぐ接着剂的な役割であるとみなすが家屋としてのカウントには含めない」とする運用を追記。また、「その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者」の運用上の考え方を追記。
p45（転用許可申請の審査における運用上の考え方を追記）

- 8 転用許可に係る一般基準(許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地等を申請に係る用途に供する見込みがないこと)について、「事業計画を十分に吟味し、その内容を固めた後に農地転用の許可申請を行うこと。(事業計画変更承認申請ありきの農地転用許可申請は厳に控えること。)」の記載を追記。
p59 (事業計画が煮詰まっていない段階で転用許可申請を行い、許可取得後の数ヶ月間で、複数回に及ぶ事業計画変更承認申請を行う事例が見られるため)
- 9 「営農型発電設備の実務用 Q & A (令和 3 年 7 月改訂版)」を資料編に追加。
p66及び p323 (申請事例が増えているため)
- 10 利用状況報告書の添付書類に「許可申請に添付した図面資料の写し」を追加。
p77 (転用許可申請時に計画されていなかった「附帯施設」が追加されていたり、転用面積に満たない利用状況となっていないかどうか確認するため)
- ★11 適切な提出時期を逸した転用許可後の報告書に係る取扱いを追記。
p77 (適切な提出時期を逸した報告書の事例が多発しており、申請者に対して許可条件に係る責任を再認識させ、今後における報告書の提出遅延に係る改善を図るため。)
- 12 許可指令書の証明(同一証明)について、「許可申請時の転用面積及び許可後の分筆面積が同じ」における考え方を明記。
p96 (当該内容の解釈が誤りやすいため、例示による説明を追加した)
- 13 転用目的が住宅や店舗等のように建築物を伴うもので、やむを得ず許可後の報告書を提出する前に現況証明を要する場合の取扱いを明記。
p101 (現況証明・非農地証明取扱要領の改正(R4.3.3)を転記した)